

竹田市告示第110号

下記の書類は、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法第20条の2及び竹田市税条例第18条の規定により、下記のとおり氏名を掲示し公示送達します。

なお、関係書類は税務課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により、いつでも交付します。

令和8年8月4日

竹田市長 土 居 昌 弘



送達する書類の名称	氏名
差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）	阿南 正紀

（注） 地方税法第20条の2第3項の規定により、この書類の掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、督促状の送達があったものとみなします。